

## 大口町告示第104号

大口町予算決算会計規則（昭和53年大口町規則第12号。以下「会計規則」という。）第56条の規定により大口町立大口中学校の学校施設開放使用料の徴収を委託することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び会計規則第57条の規定により告示する。

令和3年8月2日

大口町長 鈴木雅博

### 1 収入の種類

大口町立大口中学校の学校施設開放使用料の徴収

### 2 委託しようとする私人の住所・氏名・代表者

住 所 大口町丸一丁目38番地

氏 名 生涯学習のまちづくり実行委員会

代 表 者 委員長 丹羽 茂文